

(様式第1号)

## 車いす貸与申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人

珠州市社会福祉協議会

会長 濱田 舜英 殿

介・自 NO.

申請者 住 所 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

次により車いすを貸与されるようお願いいたします。

1. 貸与を必要とする者 住 所 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

2. 期 限 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 貸与を希望する理由 (病名など)

## 車いすの貸与に関する契約書

貸与人社会福祉協議会長（以下甲という）と借受人申請者（以下乙という）は車いすの貸与について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって貸与された車いすを維持、管理するものとし、当該車いすを他の目的に使用し、または転貸してはならない。

第3条 乙は車いすの全部または一部を棄損、あるいは滅失した場合は直ちに甲に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第4条 乙は車いすを許可された期日内に甲に返還しなければならない。

第5条 乙は申請書（様式第1号）により許可された期日を越えて車いすを使用したい場合は、甲に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第6条 甲は乙が前記各号に違反したと認めるときは、その返還を命じることができる。

第7条 甲は車いすの貸与にあたっては、社会福祉協議会事務局において引き渡すものである。

第8条 その他契約変更、中止等この契約に定められていない場合は、契約締結の趣旨に従い甲乙協議の上決定する。

第9条 契約期間を平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日までとする。

また、それ以降必要な場合は再契約手続きをする。この契約書は2通作成の上、甲乙記名捺印し各自1通保有する。

甲 住 所 珠洲市飯田町5部9番地  
氏 名 珠洲市社会福祉協議会 会長 濱田 舜英

乙 住 所 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 車いすの貸与に関する契約書

貸与人社会福祉協議会長（以下甲という）と借受人申請者（以下乙という）は車いすの貸与について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって貸与された車いすを維持、管理するものとし、当該車いすを他の目的に使用し、または転貸してはならない。

第3条 乙は車いすの全部または一部を棄損、あるいは滅失した場合は直ちに甲に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第4条 乙は車いすを許可された期日内に甲に返還しなければならない。

第5条 乙は申請書（様式第1号）により許可された期日を越えて車いすを使用したい場合は、甲に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第6条 甲は乙が前記各号に違反したと認めるときは、その返還を命じることができる。

第7条 甲は車いすの貸与にあたっては、社会福祉協議会事務局において引き渡すものである。

第8条 その他契約変更、中止等この契約に定められていない場合は、契約締結の趣旨に従い甲乙協議の上決定する。

第9条 契約期間を平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日までとする。

また、それ以降必要な場合は再契約手続きをする。この契約書は2通作成の上、甲乙記名捺印し各自1通保有する。

甲 住所 珠洲市飯田町5部9番地  
氏名 珠洲市社会福祉協議会 会長 濱田 舜英

乙 住所 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)